

地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集 よくあるご質問（FAQ）【ver. 1.3】

令和6年2月7日最終更新
内閣府地方創生推進事務局

1. 提案にあたっては、デジタル技術の活用は必須要件か。

→ 今回の提案募集においては、地域が抱える地域課題の解決に直接的に資する規制・制度改革提案を幅広く募集しており、個々のサービスにおけるデジタル技術の活用は要件とはしていません。

2. デジタル田園健康特区の横展開とのことであるが、例示された分野に限らずどのような分野の取組でも提案可能か。健康・医療分野の提案も可能か。

→ 今回の提案募集は、デジタル田園健康特区の取組で得られた成果を横展開し、健康・医療以外の地域の暮らしを支える分野においても規制・制度改革を進めるために行うものです。そのため、分野を限定せず幅広く規制・制度改革提案を募集しています。また、健康・医療分野に関する提案を行うことも可能です。

3. アーキテクトとはどのような人物か。また、アーキテクトの配置は必須か。

→ アーキテクトとは、地域課題の設定、事業計画の作成など、構想全体を企画する人材です。（例えば、大学教授や、デジタル田園健康特区の場合は医師などがアーキテクトを務めています。）

規制・制度改革の実現と新たなサービスによる地域課題の解決を行っていくためには、アーキテクトのような構想全体を企画することができる人材を中核に、地方公共団体、民間事業者・大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制のもとで取り組むことが重要であり、提案にあたってはこのような推進体制が構築されていることを推奨しますが、必ずしもアーキテクトの配置を提案の要件として求めているものではありません。なお、「アーキテクト」という役職名での発令等が必要となるものではありません。

4. 自治体間連携による地域課題解決とあるが、複数自治体の共同提案が必須となるのか。

→ 単独自治体による提案、複数自治体の共同提案のいずれも受け付けています。

5. 都道府県と市町村の連名での提案も可能か。

→ 都道府県と市町村の連名や複数の市町村の連名での提案も可能です。

6. 新たな国家戦略特区（地域課題解決連携特区）として、何地域を指定することを見込んでいるのか。また、革新的事業連携型国家戦略特区（デジタル田園健康特区と同じ指定類型）として指定されるのか。

→ 新たな国家戦略特区の指定については、まずは規制・制度改革提案をいただく段階であり、現時点で具体的な指定数や指定方法などを申し上げることは困難ですが、提案内容や規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、今後検討する予定です。

1月18日追加（2月7日一部修正）

7. 規制・制度改革提案には大胆さや技術的な先進性は求められるのか。

→ 今回の提案募集においては、地域が抱える地域課題の解決に直接的に資する規制・制度改革提案を幅広く募集しており、規制・制度改革の大胆さ（より難易度の高い規制・制度改革であるか）や技術的な先進性（デジタル技術などの先端的技术を用いたものであるか）は必ずしも求められるものではありません。

また、募集要項に記載のとおり、法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象となります（ただし、補助金の制度要綱等の財政措置に関しては、原則として対象外です）。

2月7日追加

8. 地域課題解決連携特区（連携“絆”特区）の指定基準はあるのか。

→ 地域課題解決連携特区（連携“絆”特区）の具体的な指定のあり方については、提案募集の要件^{※1}や、寄せられた規制・制度改革提案の内容、国家戦略特別区域基本方針における国家戦略特区共通の指定の基準^{※2}等を踏まえ、検討してまいります。

※1 提案主体及び募集の要件

提案主体：地方公共団体

規制改革の実現とそれによる新たなサービスを実装し、地域・社会課題の解決を実現していくため、アーキテクト（構想全体を企画する人材）を中核に、地方公共団体・民間事業者（サービスを提供する具体的な事業者等）・大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制を構築することを推奨。

募集要件：次の①及び②に該当するもの

- ① 地域が抱える深刻な地域・社会課題の解決に直接的に資する提案であること。
- ② ①の地域・社会課題の解決に向けた具体的な取組（新たなサービスの実装等）を行うためには、現行の規制・制度のもとでは実施不可能または困難であり、それを実施可能にするための規制・制度改革に関する提案であること。

※2：国家戦略特別区域基本方針における国家戦略特区の指定の基準

○国家戦略特別区域基本方針（抄）

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1. 国家戦略特別区域の指定基準

③国家戦略特区の指定の基準

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

以上